清瀬市新庁舎建設基本・実施設計業務委託 公募型プロポーザル 募集書類の一部訂正について

平成28年5月12日付けで手続きの告示のあった、清瀬市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザルについて、下記のとおり募集内容の一部を訂正します。

記

## 1. 訂正対象

清瀬市新庁舎建設基本・実施設計業務委託 公募型プロポーザル募集要項

## 2. 訂正内容

該当箇所	正	誤
4頁	延床面積5,000㎡以	延床面積5,000㎡以
2. 応募資格	上の新築又は改築による	上の新築又は改築による
(3)	建築物(平成21年国土	建築物(平成21年国土
	交通省告示第15号別添	交通省告示第15号別添
	2による建築物の類型4	2による建築物の類型4
	<u>又は</u> 類型12の第1類又	<u>及び</u> 類型12の第1類又
	は第2類(他の類型との	は第2類(他の類型との
	複合用途施設の場合は、	複合用途施設の場合は、
	建築物の延床面積のうち	建築物の延床面積のうち
	過半を超える面積が類型	過半を超える面積が類型
	4 <u>又は</u> 類型12の第1類	4 <u>及び</u> 類型12の第1類
	又は第2類の用途である	又は第2類の用途である
	ものに限る)に該当する	ものに限る)に該当する
	ものに関する基本設計及	ものに関する基本設計及
	び実施設計業務を元請け	び実施設計業務を元請け
	で受託し、告示日現在に	で受託し、告示日現在に
	おいて当該設計業務が完	おいて当該設計業務が完
	了している実績を有する	了している実績を有する
	者。	者。

該当箇所	正	誤
9頁	平成21年国土交通省告	平成21年国土交通省告
4. 1次審査書類(参加	示第15号別添2による	示第15号別添2による
表明書、技術者資料、提	類型4(業務施設)又は	類型4(業務施設)及び
案書等) の提出	類型12(文化・交流・	類型12(文化・交流・
(5) 提出書類の記入上	公益施設) の第1類又は	公益施設) の第1類又は
の留意事項	第2類に該当する建築物	第2類に該当する建築物
⑤参加者の同種・類似業	(延床面積 5,000 m <sup>2</sup>	(延床面積 5,000 m²
務実績(様式5-1)	以上)の新築または改築	以上)の新築または改築
(ア)、2)類似業務実績	に関する業務実績を対象	に関する業務実績を対象
	とします。なお、他の類	とします。なお、他の類
	型との複合用途施設の場	型との複合用途施設の場
	合は、建築物の延床面積	合は、建築物の延床面積
	のうち、過半を超える面	のうち、過半を超える面
	積が上記類型の第1類又	積が上記類型の第1類又
	は第2類の用途であるも	は第2類の用途であるも
	のに限ります。	のに限ります。